| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第３　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） | | | |
| ３　土木事務所についての監査の結果及び意見 | | | |
| (6)　備品・資材管理 | | | |
| 【監査の結果８】土木事務所に共通する物品管理方法  【都市整備部】  都整総務課  事業管理室  （防災維持G） | 大阪府は、土木事務所が管理する物品について、都市整備部（本庁）の各部署と土木事務所が一体となって、７土木事務所に共通する最低限の物品管理方法（特に、物品確認の頻度や物品リストの書式等）を定めるべきである。 | 土木事務所が管理する物品について、資機材の管理手法等を定めた、大阪府都市基盤施設維持管理直営作業要領を改正し、各土木事務所に共通する資機材の管理表及び確認頻度について定めた。また、要領の改正について各土木事務所に周知した。 | 措置 |
| 【監査の結果10】資材の残数管理方法  【都市整備部】  事業管理室  （防災・維持G） | 大阪府は、土木事務所が管理する資材に関して、原則として、正確な残数を一定の頻度で把握すべきであり、例外的に、一定の頻度での正確な残数管理に適さない種類の資材がある場合には、その資材の種類を予め決定しておくべきである。 | 正確な資材の残数管理を行うため、資材管理の手法等を定めた、大阪府都市基盤施設維持管理直営作業要領を改正し、管理に必要な内容を取りまとめた資材管理表を作成した。併せて、残数管理に適さない資材について予め決定した。  また、要領の改正について各土木事務所に周知した。 | 措置 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| ４　大阪府土地開発公社についての監査の結果及び意見 | | | |
| (1)　公社資金による用地買収事業（先行取得方式）について | | | |
| 【監査の結果18】所有権移転登記手続の方式  【都市整備部】  用地課 | 大阪府は、大阪府土地開発公社が先行取得した用地に関し、同公社から現実に所有権を取得した時点（再取得した時点）で府への所有権移転登記手続をすべきである。 | 大阪府土地開発公社が先行取得した用地に関し、改正された不動産登記法により、同公社名義で所有権移転登記手続を行うよう運用を変更した。府が公社から現実に所有権を取得した時点で、府への所有権移転登記手続を行う。 | 措置 |
| (4)　会計に関する事項 | | | |
| 【監査の結果24】販売費及び一般管理費の計上方法  【都市整備部】  用地課 | 大阪府土地開発公社は、土地開発公社経理基準要綱に従い、公有土地に含めている管理部門の費用について、損益計算書に販売費及び一般管理費として表示すべきである。 | 公有土地に含めている管理部門の費用について、損益計算書に販売費及び一般管理費として表示を行った。 | 措置 |